

福島
再生。

除染、廃棄物処理及び 中間貯蔵施設に関する調査について

平成24年8月
環境省

1. 除染の進捗状況について

直轄地域の除染の進捗状況

	先行除染 (拠点施設等)	事前準備 (権利者の特定等)	除染計画の策定	除染作業	仮置場の地元調整 ・工事
田村市	○	○	○(4/13)	○(7/27～)	○(確保済み)
檜葉町	○	○	○(4/13)	準備ができ次第 作業開始	○(確保済み)
川内村	○	○	○(4/13)	準備ができ次第 作業開始	○(確保済み)
飯館村	○	○	○(5/24)	準備ができ次第 作業開始	○ (一部確保済み。 8月工事開始予定。)
南相馬市	○	○	○(4/18)		地元調整中
川俣町	○	○	○(8/10)		地元調整中
葛尾村	○	○	地元調整中		○(確保済み)
浪江町	○	○	地元調整中		地元調整中
大熊町	○	○	地元調整中		地元調整中
富岡町	○	○	地元調整中		地元調整中
双葉町					

※除染作業の実施には、特別地域内除染実施計画の策定と仮置場の確保が前提

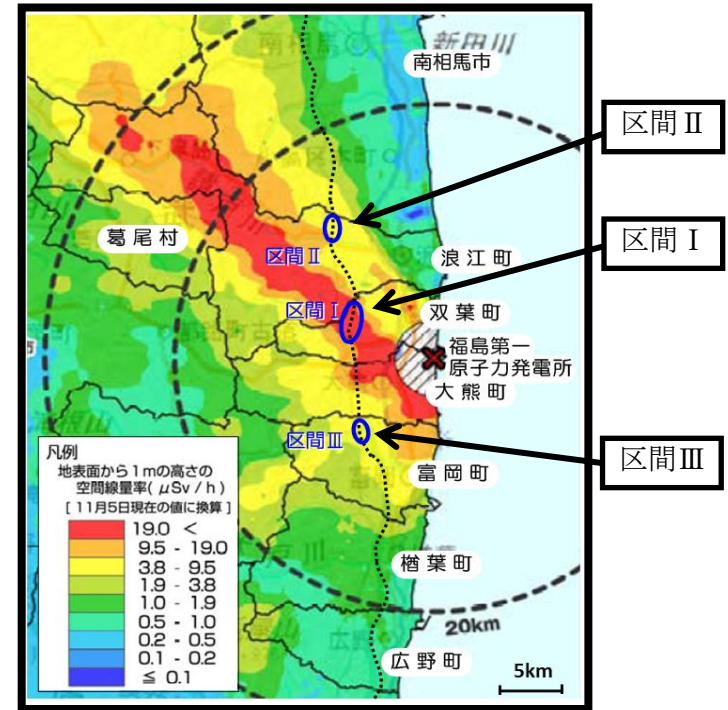
常磐道における除染モデル事業

■ 目的：警戒区域内の常磐自動車道の本格的な除染工事の実施に先立ち、効率的、効果的かつ安全性の高い除染作業の方策を確立する。

■ 概要

- ◆ 工期：平成24年3月7日～7月31日
- ◆ 事業予算：約6億円
- ◆ 実施事業者：大成建設株式会社
- ◆ 実証区間：

除染モデル区間		空間線量	舗装状態	道路形態
I	高線量区間 (双葉町)	約50 μ Sv/h (約250mSv/y)	未舗装 (上部路床)	切土区間 盛土区間 橋梁区間
II	中線量区間 (浪江町)	約6 μ Sv/h (約30mSv/y)	未舗装 (下層路盤)	切土区間 盛土区間
III	中線量区間 (富岡町)	約6 μ Sv/h (約30mSv/h)	舗装 (排水性舗装)	切土区間



(参考) 道路形態

<切土空間>



<盛土空間>



■ 7月末までにモデル事業は終了。今後、結果を取りまとめて公表予定。

2. 対策地域内廃棄物の処理について

対策地域内廃棄物の処理について①

1. 対策地域内廃棄物処理計画について

- 放射性物質汚染対処特措法第13条第1項に基づき、本年6月11日に、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯舘村について対策地域内廃棄物処理計画を公表。
- 本計画は、現に相当量の処理が必要となっている災害廃棄物及び除染廃棄物について、その適正な処理の実施に関し必要な事項等を定めたもの。本計画については、今後も必要な見直しを行っていく。

2. 災害廃棄物仮置場について

- 各自治体にご協力をいただきながら、用地選定等を行っているところ。南相馬市の1箇所で作成工事中、楡葉町2箇所で作成工事準備中。

対策地域内廃棄物の処理について②

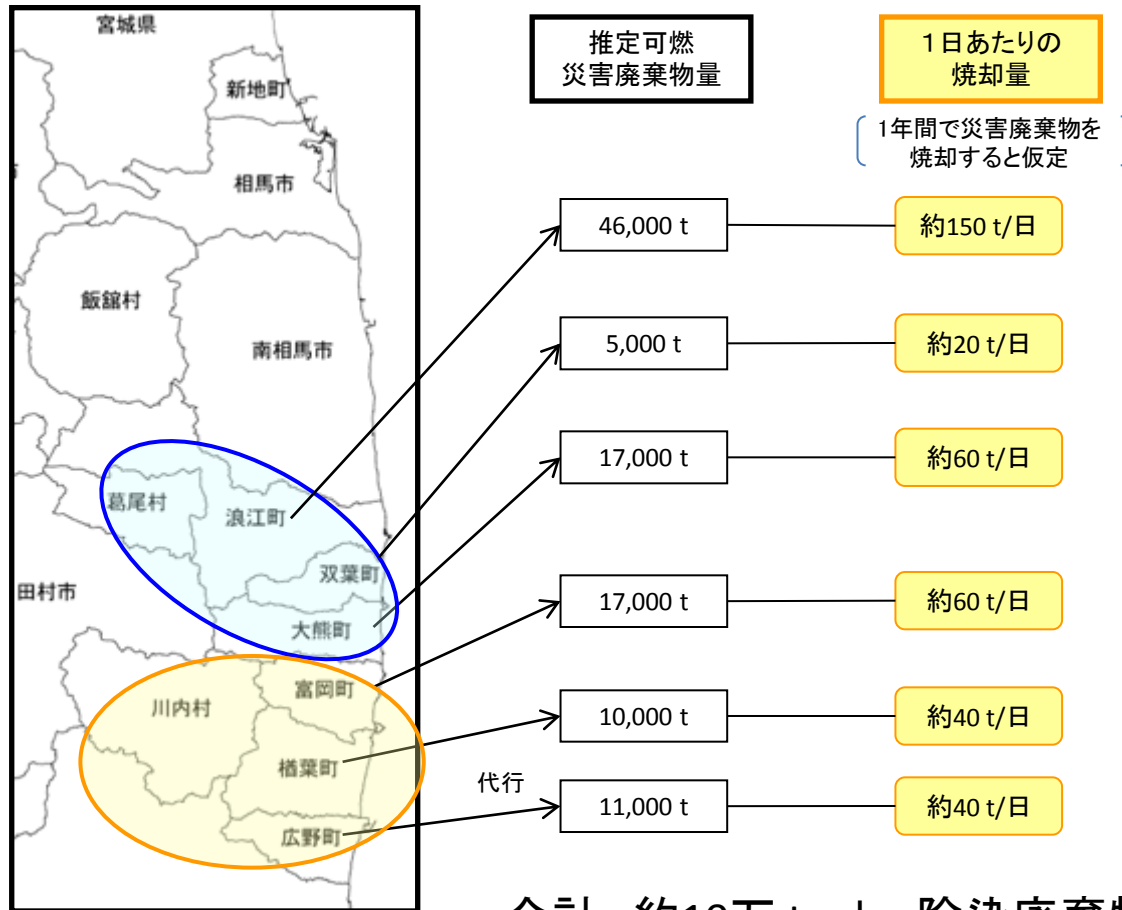
3. 仮設焼却炉について

- 処理の効率性の観点からは、北部・南部のブロック毎に仮設焼却炉を設置することが望ましいが、各自治体にて仮設焼却炉の用地が確保でき、より速やかな処理を見込める場合には、個別市町村単位で仮設焼却炉の設置を検討する。
 - 住民及び自治体のご理解が得られれば、除染廃棄物についても、同一の仮設焼却炉で焼却予定。
 - なお、中間貯蔵施設の設置をお願いしている自治体にあっては、中間貯蔵施設に併設する焼却施設の活用についても検討する。
- ※ 区域見直し後に発生する生活ごみについても、当面の間は国が処理する。なお、仮設焼却炉が完成するまでの間は、既存の焼却施設を活用する。

4. 民間管理型処分場の活用について

- 福島県内で発生する10万Bq/Kg以下の対策地域内廃棄物、指定廃棄物及び除染廃棄物焼却灰の速やかな処理を進めるために、最も量の多い対策地域内廃棄物の発生箇所付近に立地し、十分な残余容量を有している富岡町の民間管理型処分場((株)フクシマエコテック社)を活用する。

災害廃棄物及び除染廃棄物等の焼却処理について



合計 約10万 t + 除染廃棄物 約16万t

(除染特別地域内について一定の仮定の下で試算した場合)

* 稼働中の南部衛生センターでは一時帰宅に伴う生活ごみ等の処理を想定

- * 推定可燃災害廃棄物量は現地調査による推定量(解体建物から発生する物を含む)。今後の追加調査で数値が変動する可能性あり。
- * 除染廃棄物量は、具体的には今後市町村とご相談のうえ除染範囲・方法等が決定次第推計していくこととなるが、ほぼ同規模と推定される。仮設炉としては同一の炉を活用することを検討。
- * 葛尾村、川内村は津波被害が無いものの、今後被災建物の解体等による廃棄物の量を推計し、対応策を検討。

3. 中間貯蔵施設に関する調査について

中間貯蔵施設に係る最近の動き

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明

※ 主な内容

- ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年12月 双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請

平成24年3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町(双葉町、大熊町、檜葉町)に分散設置する考え方を説明

中間貯蔵施設に関する調査について①

予定されている調査の内容

(別紙1の赤線で囲まれたエリアを中心として調査予定)

- ・現地踏査
- ・環境調査(大気、水質、騒音・振動、動植物、景観等)
- ・ボーリング調査(地質、地下水、試料採取)
- ・線量測定(空間線量、土壌、地下水)
- ・盛土試験(施工性検討)
- ・調査測量
- ・除去土壌等の運搬のための交通量調査及び道路状況調査

地元の関係者の皆様に丁寧な説明を行って、御理解をいただきながら、調査を進めていく。

中間貯蔵施設に関する調査について②

調査対象地の選定について

- 設置候補地として、
 - ① 除染に伴う土壌や廃棄物の搬入、分別、減容化、貯蔵等に必要な敷地面積を確保すること
 - ② 各地から除染土壌や指定廃棄物等を効率的に搬入するため、これらが大量に発生する地域になるべく近いこと
 - ③ 主要幹線道路(国道6号線、常磐道)へのアクセスが容易であること。
 - ④ 地震や津波、地滑りなどの自然災害に備えるため、断層や浸水域、地滑り地、軟弱地盤を避けること
 - ⑤ 河川の流れの変更等を最小限とすること
- の他、設置自治体の負担を軽減することや搬入車両による交通渋滞を防止することも踏まえ、
 - ① 双葉町の福島第一原子力発電所北側
 - ② 大熊町の福島第一原子力発電所南側
 - ③ 楡葉町の福島第二原子力発電所南側を選定。
- この中から以下の要件を考慮し、現段階における調査候補地としている。
 - ① 谷地形や台地・丘陵地などの原地形の有効活用
 - ② 既存施設の利活用
 - ③ 防災にも資する箇所を活用

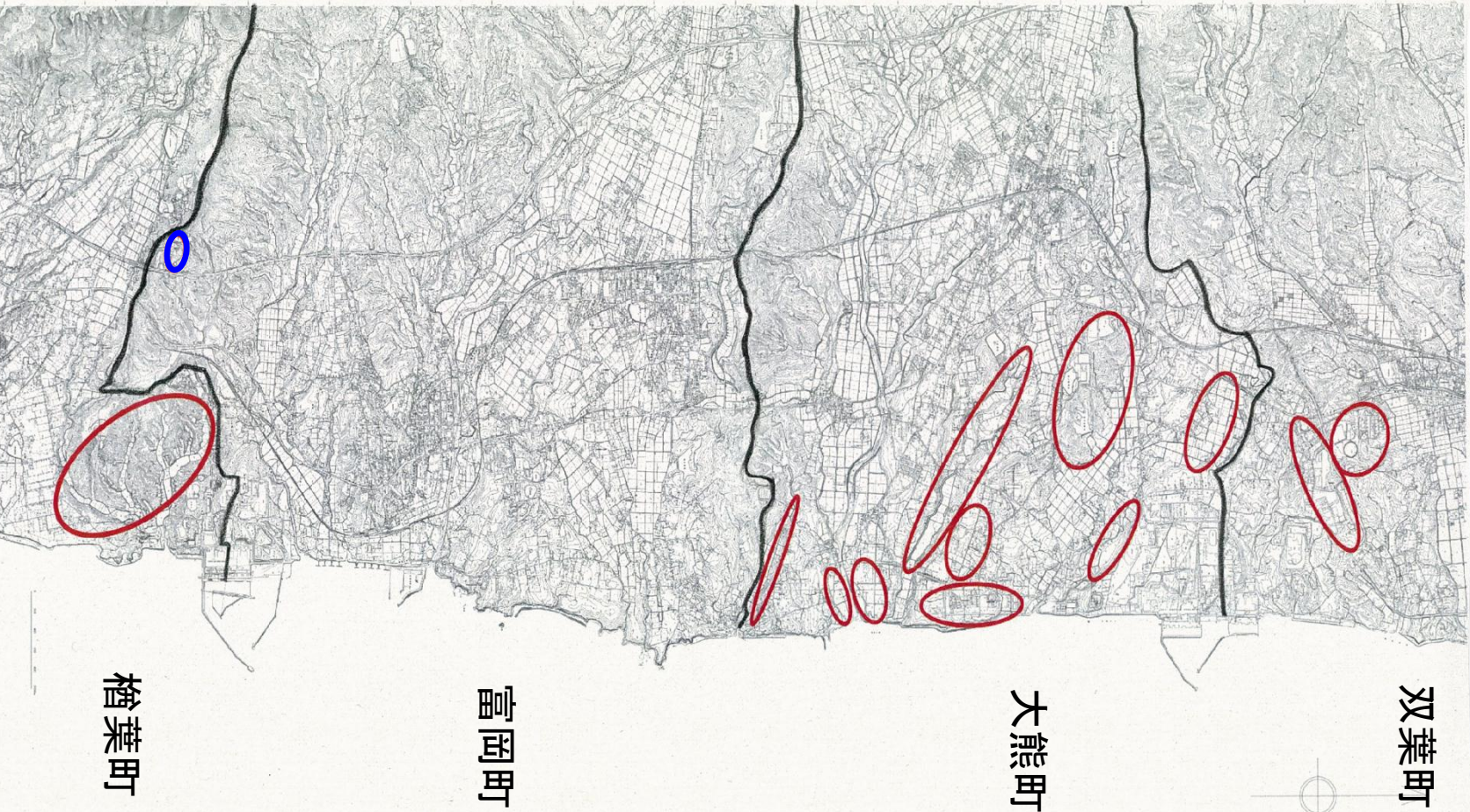
中間貯蔵施設に係る調査候補地等

別紙1

... 中間貯蔵施設に係る調査候補地



... 既存の管理
型処分場



双葉町

大熊町

富岡町

檜葉町

※この調査候補地に示した地点は、あくまで現時点で調査を実施することを想定している大まかな範囲を示したものであり、実際の調査はこの地点の周辺においても実施する場合があります。

